

平成 24 年 5 月 17 日

厚生労働大臣
小宮山 洋子 様厚生労働省がん対策推進協議会
患者関係委員一同

がん診療連携拠点病院のあり方に関する検討会並びに
医薬品の早期承認等に向けた取組に関する検討会の早期設置に関する要望書

平素よりがん対策の推進にご理解とご尽力を賜り、患者の立場より厚く御礼申し上げます。

国のがん対策推進基本計画の見直しを続けてきた厚生労働省がん対策推進協議会は、3月1日に次期がん対策推進基本計画案を了承し、小宮山厚生労働大臣に答申を提出しました。基本計画案では、全体目標に「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」、重点課題に「働く世代や小児がん対策の充実」を新たに加えるなど、前期の計画では不十分であった分野においても、新たに対策が推進されることとなりました。

がん対策の推進にあたっては、今後更なる検討を進めなければならない分野もあります。例えば、「がん患者の就労を含めた社会的な問題」については「治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会」、「がんと診断された時からの緩和ケアの推進」については「緩和ケア推進検討会」がそれぞれ既に2月から4月にかけて厚生労働省に設置され、「小児がん対策の充実」「がんの早期発見（がん検診）」についても、それぞれ検討会が厚生労働省に新たに設置される予定と聞き及んでおります。

しかし、「救える命を救う」ことを大きな目的の一つとして制定された、がん対策基本法やがん対策推進基本計画において重要な分野である、「がん診療連携拠点病院のあり方」「医薬品の早期承認等に向けた取組」については、その取組の重要性にもかかわらず、検討の場が未だ設けられていません。

拠点病院については基本計画案の中で「がん患者がその居住する地域に関わらず等しく質の高いがん医療を受けられるよう、3年以内に拠点病院のあり方を検討」とされていますが、多くの都道府県が平成24年度より次期の都道府県がん対策推進計画の策定に入る中、国の拠点病院制度が24年度の早期に定まることが必要です。

また、医薬品の早期承認については基本計画の中で「未承認薬のみならず適応外薬も含め、米国等の承認の状況を把握するための取組に着手する」、厚生科学審議会医薬品等制度改正検討部会の最終取りまとめ（1月）の中でも「欧米での承認や公的保険での償還等があり、医療上必要な適応外薬の取扱いについても、すべてに薬事承認を必要とするべきかどうか、今後検討が必要であるとの意見があり、厚生労働省において本検討部会とは別に引き続き検討すべき」とされているにもかかわらず、その検討の場が設けられていません。

新たながん対策推進基本計画を実効性のあるものとするためにも、「がん診療連携拠点病院のあり方に関する検討会」を健康局に、「医薬品の早期承認等に向けた取組に関する検討会」を医薬食品局等の関連部局に、それぞれ早期に設置することを要望いたします。

厚生労働省がん対策推進協議会 患者関係委員一同
天野 慎介 花井 美紀 前川 育 眞島 喜幸 松本 陽子